



ふくろうニュース

号 外

2012. 6. 9

消費者支援功労者表彰を受けました

消費者ネット広島は、去る5月28日、消費者支援功労者表彰（内閣府特命担当大臣表彰）を受賞しました。この表彰制度は、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人または団体・グループに対して、その功績をたたえ顕彰することによって、消費者利益の擁護及び増進を図ることを目的として昭和60年より実施されています。（本年度は内閣総理大臣表彰個人3団体2、内閣府特命担当大臣表彰個人11団体10が受賞しました。）

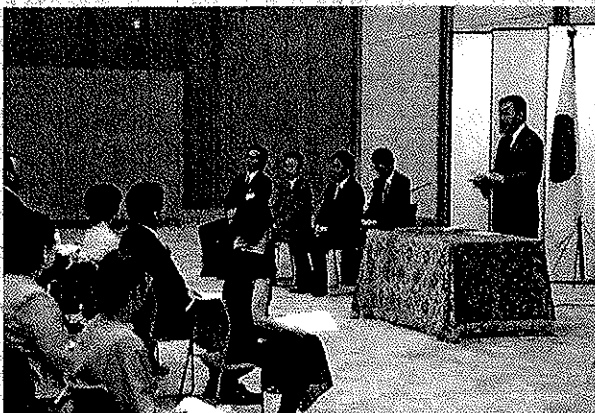
表彰式では、吉富理事長と岡村副理事長が総理官邸を訪れ、松原仁内閣府特命担当大臣より表彰を受けました。

2003年の設立以来、裁判外の申し入れ等により、文化講座における解約時期を問わずに受講料全額を返還しないとする規定や、自動車教習所における中途解約の際に教習料を原則払い戻ししない旨の規定等について、約款の是正を実現などしてきました。また初の訴訟提起では、貸衣装事業者に対して、貸衣装レンタル契約のキャンセル条項の使用差止を求めて提訴。当該条項の不当性を確認し、裁判上の和解を締結しました（2011年6月3日）。さらに広島県や広島市との連携により、「不当勧誘110番」や「消費生活相談員養成講座」「見守りサポーター養成研修」の実施、「消費者被害防止シンポジウム」を開催するなど、消費者被害の防止・救済、研修等の取組を進めていることが評価されたものと受け止めています。

この表彰を励みに、さらに消費者被害の未然拡大防止の取り組みを一層進めて参りたいと思いますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

祝辞 野田総理大臣

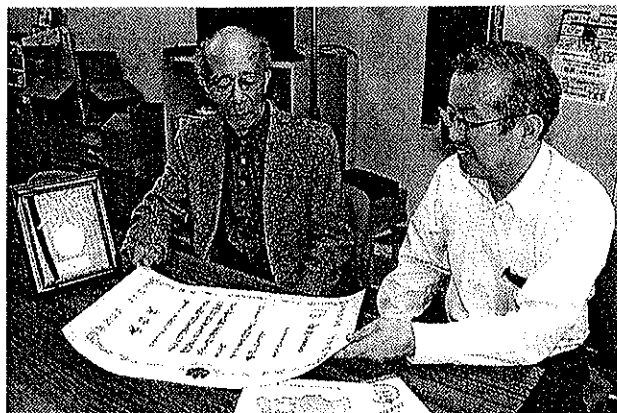
「全ての人は消費者です。社会で生活していく限り私たちは様々な消費者問題に直面いたします。消費者行政の司令塔となる消費者庁が発足して約2年9か月。政府としましては消費者の立場に立って、消費者行政の基盤づくりを加速させているところであります。消費者が主役となる社会の実現のためには、行政だけでなく、消費者団体を始め、福祉、子育て、環境、産業等の様々な分野において活動している地域の皆さんが、連携を深め、住民の輪、地域の輪を広げることも大切であります。皆様がこれまで素晴らしい成果を上げて来られたことに深く敬意を表しますとともに本日の表彰を契機として、さらなるご活躍を祈念し、私からの祝辞とさせていただきます。」



悪質商法と闘い大臣表彰

消費者ネット広島

悪質商法の被害防止（一郎理事長）が、消費者に取組む広島市中区のNPO法人「消費者ネット広島」（吉富啓）の受賞は中四国地方



大臣表彰の賞状を見ながら活動を振り返る吉富理事長（左）と佐藤第一事務局長

で初めて。

消費者ネット広島は

2003年に設立。消費者の相談に当たり、不正な勧誘や不当な契約をする業者には改善を申し入れてきた。業者との交渉や裁判を代行できる適格団体に認定された08年以降は、文化講座の受講料や自動車学校の授業料の返還規定などで13件の申し入れをした。

呉市内の貸衣装店では、キャンセル料の条項をより具体的にしよう要請。同店が応じなかったため、10年に提訴した。昨年6月、和解に持ち込み店側は条項を改めた。申し入れた13件のうち、9件

で条項の変更や削除を実現できた。

吉富理事長が5月28日に消費者庁であった授賞式に出席。松原仁消費者行政担当相から賞状と盾を受け取った。吉富理事長は「受賞を励みに、被害で泣き寝入りする人をさらに減らしたい」と話している。（門戸隆彦）

2012. 6. 8
中国新聞より

みんなの力で消費者の権利を育てよう

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル 3階

☎ 082(962)6181

FAX 082(962)6182

E-mail: info@shohinet-h.or.jp

URL: http://www.shohinet-h.or.jp/

